

# ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会審議結果

令和3年4月～令和4年3月

内発協に設置された「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」（以下「ガス評価委員会」）が令和3年度に評価を行った物件は表の11件でした。

この評価制度は都市ガスを燃料とする「コージェネレーションシステム」（CGS）を防災負荷の非常電源として活用する場合や、自家発電設備を非常電源専用として設置する場合に必要となるものです。

受付番号	本支管／ 供内管の別	都市ガス供給事業者
G20107	供内管	大阪ガス株式会社
G20110	本支管	大阪ガス株式会社
G21101	本支管	大阪ガス株式会社
G21102	供内管	大阪ガス株式会社
G21103	本支管	広島ガス株式会社
G21104	本支管	大阪ガス株式会社
G21105	本支管	大阪ガス株式会社
G21106	供内管	大阪ガス株式会社
G21107	供内管	大阪ガス株式会社
G21110	本支管	北海道ガス株式会社
G21111	供内管	北海道ガス株式会社

表中「本支管／供内管の別」は評価対象範囲を示し、本支管は本支管のみの評価を、供内管は評価済の本支管と組み合わせた供内管の評価を示します。

## 評価取得による設置運用

都市ガスを燃料とするCGSを非常電源として設置する場合や、自家発電設備を非常電源専用として設置する場合にその供給ラインが**消防法令の基準\***を満足していれば予備燃料を持たなくても設置が可能となります。

ガス評価委員会の評価を受けた都市ガス供給ラインは消防法令の基準に適合するものとして広く運用されています。

＝\*消防法令の基準とは＝

### 〈自家発電設備の設置について〉

屋内消火栓設備やスプリンクラー設備などの電力を必要とする消防用設備等には、停電時にも作動できるように非常電源を設けることが消防法施行令で

義務付けられています。自家発電設備は非常電源の一つとして消防法施行規則で規定されています。

### 〈自家発電設備の基準〉

消防用設備等の非常電源として使用される自家発電設備の基準として「昭和48年消防庁告示第1号」が規定されています。停電から電圧確立及び投入までの時間や、液体燃料を用いる原動機の燃料保有量、ガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機で予備燃料を持たない場合は、400gal（ガル。震度6弱）の地震動を受けた後でもガスを安定して供給できることや、ガス導管が建物の外壁を貫通する場合は緊急遮断装置を設置することなどが求められます。

## ガス評価委員会の概要

ガス評価委員会では都市ガスの単独供給による防災用ガス専焼自家発電設備及び常用防災兼用ガス専焼発電設備を設置する場合に、消防法令による要求事項が具備されていることを評価するものです。

### (1) 評価対象

防災用ガス専焼自家発電設備及び常用防災兼用ガス専焼発電設備を予備燃料なしで都市ガスの単独供給により設置する場合で、申請により評価を行います。

対象はガス製造設備の出口バルブ以降からの本支管部分と、評価済の本支管を組み合わせた供内管のガス供給系統について評価を行います。

### (2) 評価内容

ガス評価委員会ではボーリングデータ、微地形分類図、過去の液状化履歴図などを基に、液状化の可能性について検討し評価を行います。橋梁を通る場合には橋梁の耐震性について、ガス導管が建築物へ引き込まれる部分では建物外壁貫通部付近の立体配管系の地盤変位吸収能力などについて検討し評価を行います。

### (3) ガス評価委員会の開催実績

ガス評価委員会は平成6年10月より令和4年3月までに171回開催されました。現在は2か月に1回開催を予定しています。

### (4) ガス評価委員会の委員構成

委員会の構成は地盤工学分野で権威のある千葉大学名誉教授の山崎先生が委員長を務め、土木・建築分野の著名な先生方が委員を務めています。オブザーバとして消防行政の方にも参画頂いています。